

H4 元 2174  
10.29 (中) 7 (中) 2174

1109<sup>9</sup> おは 元 ?  
 大らか 284 562.714 ⊕  
 心大らかに

3,351<sup>P</sup>

夢宇10/0下5p

此所 (此所) 74 783°

コクヨ ケー20  
紙下62頁末の4行

→ H4, 10, 30 全 (D)

御座 276<sup>p</sup>  
紙下仁新

3.352<sup>p</sup> / 12.5.2

#上下 42<sup>p</sup> 82<sup>p</sup> 62<sup>p</sup>  
9.5/6 下 5<sup>p</sup>

たいめん 大面 21348  
たいそう 大相 21341<sup>P</sup>  
S62.7.15 米 6  
大層

わい、  
かなう、  
7 必<sup>かなう</sup>ずや、  
此<sup>6</sup>に  
の報<sup>三六</sup>ならむ<sup>上</sup>  
欽明即位前紀参照  
（おお）と仰せられた。

を洗<sup>あら</sup>ってから、  
 浴<sup>ゆ</sup>に遣<sup>ゆ</sup>放<sup>る</sup>したので、  
 俱<sup>とも</sup>に命<sup>いのち</sup>を

こ  
で、  
相闘くみあ心の  
を  
お  
し  
と  
い  
あ、  
血ちま  
み  
れ  
の  
毛ケ

と  
こ  
ろ  
に  
出で会あい  
ま  
し  
た。  
――  
(中略)  
――  
そ

中ちゅうで  
狼おほかみと  
狼おほかみと  
か  
相闘くみあ  
ひ  
て、  
血ちに  
ま  
み  
れ  
て  
い  
る

「私わたしは、伊勢国いせのくにへ  
行いっ  
て  
帰かえっ  
て  
来くる  
時とき、  
山え

し、不思議そうにつぶやかれた。  
 かつて、<sup>set 62</sup> 秦大津父<sup>はたのおほつち</sup>という者か、  
 こう語<sup>かた</sup>った。

遷<sup>うつろ</sup>  
「ほう。天昭大神を伊邪國（宇佐國）へお  
し申し上げたいというのか」  
欽明天皇は、―――過ぎし日の事を思い出

「<sup>ひのけ</sup>天<sup>神</sup>」  
335P  
紀上108P  
紀上86P  
12行  
3353P

あめ<sup>紀上86P</sup>  
天上  
紀上111P  
あめ<sup>紀上96P</sup>  
天下

うな<sup>紀上362P</sup>  
領く  
203P  
こと

欽明天皇の玉顔が、心もちほころんでそつと頷かれたことに大いに勇気づけられた大鹿嶋命は、引き続いてこう言った。

「伊弉国は、天照大神の弟君<sup>イサノミコ</sup>日月読尊<sup>ニツキヨミノミコ</sup>つまり日<sup>ホムタテノミコ</sup>田<sup>タノミコ</sup>天皇<sup>ミコ</sup>（応神天皇）が都しておられたい要衝の地にあります。

さらに伊弉国は、いわは天上の国と要ともいうべき所です。天下の国の

即ち、伊弉国（宇佐国）は「紀上第六段

一書第三参照」は、天上国の畿内（東国八豊

国）を除いた北九州の地」と、天下国の畿内

との、下度中道に位置しており天上・天下の

主者としての日神<sup>ヒノガミ</sup>日天照大神<sup>アマテラスオホミカミ</sup>（神代紀上第

五段本文参照）が御降臨<sup>ミクリン</sup>遊<sup>ユ</sup>はされるのに、甚

だ以って相応しい所と拝察されるのでござい

ます。――――

ところがその時、どうもなにか、欽明天

皇の面差に苦渋の色が浮んだ。

欽明天皇には、天照大神をお守りせねばな

（こ） かいつて  
可き

至上至貴の大神  
「神功皇后」19P  
聖母と皇の間（先）

かとう  
葛藤 432P

おたけのみ  
3266P 15行他国神  
15行と16行の間  
3,354P

（こ） 提す  
提す 436P  
提す 126P ちんちん

ま  
提す 2076P  
提す 2147P

さく  
危険

とであつた。

らな、重責があつた。それなのに、天照大神  
（神功皇后）ゆかりの任那国を奪われ、しま  
たばかりか、何と、天照大神を東国へお遷し  
するならば、どのような天罰が下るかも  
知れない、と憂慮さ小るのだった。  
（行）天照大神を東国へお遷しするなどという  
行為か、果して許されることだ、  
本来、天照大神は、天上の国にこそ鎮座し  
ておいでになるべきであらうものを、  
（国）一か、そうは思つてみても、大鹿嶋命の提  
言を無下に捨て去ることも出来なかつた。  
（父）父王継体上皇の熱い信仰心を受け継ぎ、他  
国神（仏神）に對して並々ならぬ関心を抱  
いておられる欽明天皇の御心の内には、  
（言）言ひ知れない、激しい葛藤があつた。  
（先）先祖代々、至上至貴の大神とあがめられ、  
（目）目と鼻の先の近くにおいて、他国神曰仏神  
を崇めたてまつるのとは、  
（い）いつても、良心の呵責に耐えかねる苦しい  
ことであつた。



③ 3348<sup>1/2, 7/2</sup> ④ 3348<sup>p</sup> 3349<sup>p</sup> ⑤ 3356<sup>p</sup>  
神門の伊勢 51-49<sup>p</sup>  
永代 34-28<sup>p</sup> 3598<sup>p</sup>

③ 3358<sup>p</sup> 1行

③ 3358<sup>p</sup> 1行  
562.719<sup>p</sup>  
紀上 111<sup>p</sup>  
紀上 86<sup>p</sup>  
紀上 86<sup>p</sup>  
紀上 117<sup>p</sup>

くにの総称か)の伊邪国へ降りなさるならば、  
光華明彩しくして、六合の内(東・西・南・  
北・上・下の六つの方角)に照り徹る(ミ)とで  
こざいまし(う) (神代記(上)第五段本文・第六段末尾参照)  
うむ。そうであつた。よく言うてく  
た。天照大神は、伊邪国(宇佐国)へ天降りした  
いと望んでおいでだつたのだ  
長年月の間、心の上にすうりと伸掛かつて  
た蟠りか、轟音をたてて崩れ落ち、強く押え  
つけられていた重圧から急速に解き放たれて  
ゆくように、欽明天皇はお感(かん)トになつた。  
神を永久に鎮祭するとしよう。そうす  
ば天照大神は、我が倭国の行く末までも見通  
して光明を放ち、温かく見守つて下さるに違  
な  
こ  
う  
に  
て、天照大神が始めて伊邪国(宇佐  
国)に、つまりますこととなつた時、宇佐津  
彦のすえ大鹿嶋命が天照大神の祭官となるよ  
うに命ぜられたのであろう。

③ 3350<sup>p</sup>  
- 3/5 1行  
564<sup>p</sup>  
564<sup>p</sup>

③ 3348<sup>p</sup>  
1/2 4行

紀上 111<sup>p</sup>  
2行  
③ 3353<sup>p</sup>  
9行

紀上 111<sup>p</sup>  
2行

H30(2018)8.27(A) ~ 8.29(4回)  
H31(2019)3.19(X) ~

3.357P

F<sup>3/19</sup>  
3/19

④ 3349<sup>P</sup> 8行  
④ 3348<sup>P</sup> 1/2 3<sup>9</sup> ~ 6<sup>9</sup>  
④ 3349<sup>P</sup> 未  
④ 3350<sup>P</sup> 4/5 ② 6行.9行

四三〇頁  
と推察さゆ。一神皇正統記一八皇極天皇  
条✓。一皇太神宮儀式帳一参照。既述  
う、父御食子へと引き継がれていったのであ  
佐国)の内宮の禰宜と定められ、伊邪国(宇  
大鹿嶋命の孫天見通命、伊邪国(宇  
鎌足の

\*

④ 3349<sup>P</sup> 未行

④ 3350<sup>P</sup> 1/2 6行 ~ 5/6

④ 3350<sup>P</sup> 1/2 6行 ~ 5/6  
常磐(か)が

長良川 鶴飼 矢付 903 元 3372 周所天下 3372 紀下 120 2月 7日 2日 かいひの 3341 香推 紀上 609 326 元 324 神々 137 3.358 玄海 3232 23年 (562年) 3335 玄界 3336 3332 3336

伊邪国 (宇佐国) へ

天照大神を奉りける者達は、香椎宮を後にし、以下第44回へ磐隈皇女の周行天下参照

日本書紀には、

我が氣長足姫尊 (神功皇后) 靈聖に聡く明らかにて天下を周行ります

と記されてゐる。(欽明紀二十三年六月条参照)

欽明天皇の皇女である磐隈皇女 (更の名を夢皇女という) は、天照大神を奉戴して船中に身を置き、先ず九州北辺の海峡沿いに

東北方へ向かい、水行してゆかれた。

ひととき美しい光を放つ神々しい御船は、広大な玄海難をゆっくり威厳をもって進み、処

処、天下を周行つていった。

宗像を経て岡水門 (遠賀川河口) に入り、狭長水路

を通り洞海 (洞海湾) 内へ抜け出るとそこには魚沼、鳥池

神功皇后の故事にちなんだ、魚鳥の遊び場 (鵜飼

であらうか) は、優雅で楽しいことこの上もな

く、一行は皆、時を忘れて打ち興じた。(第十一

章へ香椎宮への帰還) の項参照 尚長良川の鵜飼は有名である

洞海から再び外海に出て、ほんのちよつと東へ行くと、そこは細くて長い関門海峡がある。

市3364P 参照!!  
遷宮式は564年2月8日か

市3335P-1/2  
欲明23年6月  
紀下120 周行天下

市3359P 紀下121  
改行

もかりをいたとろ  
紀上328P  
紀上328

紀上324P  
紀下118P

市3376P-2  
地名付660

現在（イ）の（ニ）小倉市は、豊前国の北端に位置し、（三）筑前国との国境に接する。  
●（イ）船は、穴門の引嶋（ニ）（今の彦島）（三）および穴門（四）の間の間に、（五）豊浦宮（六）（山口県下関市豊浦）へと至った。  
●（イ）仲哀天皇ゆかりの宮（仲哀天皇の殯を行なった宮）である豊浦宮は、（ニ）悲しくも、心懐か—いとところだった。  
●（イ）豊浦宮にどのくらいの間留っておられたか。  
●（イ）やがて、穴門から船出した船団は、一路、（ニ）伊邪国（宇佐国）をめざした。  
●（イ）周防灘は、玄海灘と違い波穏やかで、水紋を引く船列が、滑るようになんを指して進んでいった。  
●（イ）なお、この「周行天下」の行程は、水程の目々を費したのか、知ることは出来ない。  
●（イ）しかし、もしかいたら、香椎宮を欽明二十三年（五六二）末頃に築いて、伊邪国（宇佐国）へ、（ニ）末頃お着きになつたのかも知れない。  
●（イ）伊邪国（宇佐国）に、天照大神の宮、日内宮を創建する迄の間、待たなければならぬのである。

\*

タト

② 解出 3 次项 5 行 448 起上 164 位 16

3,360<sup>P</sup> - 3/4

天照大神と三女神が降り  
③ 3355<sup>P</sup> 末

③ 3356<sup>P</sup>  
12行

\*

浪の重浪を送りやる国であり、大倭国の傍にある美しい国である。是の国に居りたいと欲うと仰せられたのであううゝとも解さる。な、この物語においては、天照大神と三女神とが共に是の時（欽明朝に）伊邪国（宇佐国）へ天降っておりで  
 になつた  
 と考えてみたい。（第41表参照）

通証 紀上5<sup>p</sup> 谷川士清 1389<sup>o</sup>  
新や(1)-168<sup>o</sup> 面証紀上74<sup>p</sup>

3,360<sup>p</sup>-3/4

紀上74<sup>p</sup> 宇佐郡 1702<sup>o</sup>  
紀上111<sup>p</sup> 3362<sup>o</sup>-3

「ある」ニの頁8行  
22頁15行

あるいはもーかいたら、是の折のことを述べているのではなからうか。神代紀上第六段一書第三にこう記されている。

7 日神（天照大神）の生れませる三の女神を以ては、葦原中国の宇佐嶋に降り居さしむ

今日本書紀が完成した七二〇年当時であろう。海の北の道の中（筑前国宗像郡）に在す」とある。

ここに、宇佐嶋に関連する幾つかの説を列挙してみよう。

① 地名辞書は、前後の文脈から、宇佐嶋を筑前国宗像郡の沖ノ島と断ずる。（「日本書紀」(上) 日本古典文学大系、岩波書店、一〇頁、注七参照）

とはいえ

② 諸書、豊前国宇佐郡の宇佐を「宇佐嶋」と解

谷川士清（一七〇九—一七七六）は「日本書紀通証」において、江戸中期の国学者、見林曰、宇佐嶋非海島、二川周流神山、故有島名」と



3361<sup>P</sup>-1/5

- ・ カラー
- ・ 頁の上半分に大きく載せて下さい。



1300

1400

写真図版 603

うさ まきのみね おほもとやま おもとさん  
宇佐の馬城峯〔大元山・御許山〕(標高 647m)

- 『全国一の宮めぐり』学習研究社 2004年1月15日発行 177頁参照。
- は 1200 4 宇佐<sup>うさ</sup>神宮の東南約 6 Km<sup>の</sup>にある神体山<sup>いんたいざん</sup>で、奥宮<sup>おくのみや</sup>の<sup>おほもと</sup>大元神社がある。
  - 中津<sup>なかつ</sup>平野の方から、南<sup>の</sup>を望む。

H4.10.31(土)  
H11.7.14(日)

宇佐神宮 2P

宇佐神宮由緒記 2P末

③3396

③3092

3,361<sup>P-2/5</sup>

⑦菱形池の南の龜山に「一え御殿」(八幡大

⑥現在の宇佐神宮の本宮がある龜山(第425(22)図

参照)を「宇佐嶋」とする説もある。

かあったのであろう。(第47表参照、後述)

と推察される。

照大神。日三女神・八幡神と深いかわり

太田爲三郎、名著刊行会「馬城峯」(参照)

二頁注六、十一頁、四九頁。「帝国地名地典

という。「宇佐神宮由緒記」宇佐神宮方、

を、宇佐の国造らか、奥宮の大元山を中心と

国土に472ヶ所 新ヤ11-155  
22田新12-167 新ヤ11-158  
非常に重要では2 3333ヶ所

3,361<sup>P</sup>-3/5

内宮① 3360<sup>P</sup>-44 18ヶ所 内宮 大元山 拝殿へ山頂の山全部  
② 3360<sup>P</sup>-44 3ヶ所 ②この頁3ヶ所 内宮  
17ヶ所

その西側の脇殿  
（きりぎりす）  
（わきでん）

切羽 脇 3ヶ所

「宇佐神宮」大 14ヶ所

（宇佐神宮）大 14ヶ所

神、即ち天照大神をお祭りしてゐる殿舎（が有り）  
である。春日神社。祭神は天児屋根命（あまのねののみこと）あたりの神  
域を、宇佐の曰内宮（ないぐう）という。（「宇佐神宮  
由緒記」宇佐神宮序、十四頁。「宇佐神宮」  
宇佐神宮序、三頁、同一四頁「宇佐宮」中野幡能吉  
川弘文館昭和六十年十月一日発行、三三三頁参照）  
すなわち、宇佐国に、曰内宮（ないぐう）と呼ばれて  
ゐるところが、曰二ヶ所あつて、興味深く思  
われる。  
①大元山（おほもとやま）御許山（ごもとさん）の拝殿（はいでん）から上、山頂（さんちよう）までの  
山全部が曰内宮（ないぐう）と称（な）され、  
②現在の宇佐神宮の裏山（うらさん）菱形池（ひしぎけい）の南（みなみ）の  
え御殿（ごでん）の脇殿（わきでん）春日神社（かすがじんじゃ）付近（ふきん）の神域（しんいき）も曰内  
宮（ないぐう）と称（な）されてゐる。  
という。

このことは、この物語において非常に重  
要である。追々述べてゆくことにしたい。

宇佐国の二ヶ所の曰内宮（ないぐう）は、日本古代史  
を考究する上において、極めて重要である。

「荒筋」第二編「天照大神の天降り」におい



- ・『新・やまと物語』(1) 167頁第22図をコピーし、  
左頁の全面に大きく  
掲載下さい。  
(決して、新しく作図(ないで)下さい)

3,361<sup>p</sup>-5/5



(第22図と同一)

第22図 宇佐嶋 (亀山の内宮)・宇佐神宮

『宇佐神宮』(心のふるさと宇佐参り)、宇佐神宮庁、境内案内図。他参照。

- ・神代紀上第六段一書第三に、「宇佐嶋」と記されている。亀山が島であることと何等かの関係があるのかも知れない。
- ・また、「宇佐嶋」(亀山の内宮)に準じ、伊勢神宮の『外宮』(度会郡の離宮)も島状とされたように想像される。(第9表、第21図参照)

\*第21・22図双方の島の輪郭が、かなり似ている。

・追加して下さい。{

\*『龜山』は、【龜比売】(第2代目の神功皇后・卑弥呼)に由来しているのではなからうか。

同図「新や」(1)-167

→ 3,333<sup>p</sup>-2/3 伊勢神宮 外宮

456

八幡神の表 3332-2/5  
 3424 3360, 3363 1/2  
 3362-1/4  
 3363-1/6  
 3425 1/2  
 3360-3/4  
 宇佐島の幾つかの説  
 3360-3/4  
 8111L

天照大神・三女神・八幡神の概略の推移  
 宇佐島にまつわるこうした諸説等々から推  
 し測るとき、大略、以下のよう  
 な経緯が考えられる。  
 Ⅲ 三世紀当初の頃、  
 Ⅱ 二代目の天照大神（神功皇后）の男弟で  
 ある一大率月読尊が、伊邪国（宇佐国）の馬  
 城峯（大元山）の山頂に居城を築かれた。  
 Ⅰ なお、豊前国風土記逸文「廣幡八幡大神」  
 の記事を、次のように読みとてみたい。  
 「或書に曰はく、豊前の國宇佐の郡の菱形  
 の山、廣幡八幡の大神、天照大神の男弟月読命  
 のちの元神天皇、郡家の東、馬城峯の  
 頂に坐す。後亦、人皇四十五代聖武天皇の御  
 宇、神龜四年（七二七）、歳（丁卯）に次る  
 とし、此の山（馬城峯）に就きて神の宮を造  
 り奉る。因りて、廣幡八幡の大神の宮と名づ  
 く」と解したい。（「風土記」日本古典文学大系、岩  
 波書店、五一二頁、注五し九）

参照「荒筋」第二編「八幡神」において既述）

第9表

読書  
 二巻は17  
 いさか、  
 「予め」は  
 おか、い  
 三巻神の  
 2574P  
 -2/2  
 181P

写真  
 ③ 3361°  
 とおて  
 ④ 3360°  
 ⑤ 3360°  
 ⑥ 3360°  
 ⑦ 3360°  
 ⑧ 3360°  
 ⑨ 3360°  
 ⑩ 3360°  
 ⑪ 3360°  
 ⑫ 3360°  
 ⑬ 3360°  
 ⑭ 3360°  
 ⑮ 3360°  
 ⑯ 3360°  
 ⑰ 3360°  
 ⑱ 3360°  
 ⑲ 3360°  
 ⑳ 3360°  
 ㉑ 3360°  
 ㉒ 3360°  
 ㉓ 3360°  
 ㉔ 3360°  
 ㉕ 3360°  
 ㉖ 3360°  
 ㉗ 3360°  
 ㉘ 3360°  
 ㉙ 3360°  
 ㉚ 3360°  
 ㉛ 3360°  
 ㉜ 3360°  
 ㉝ 3360°  
 ㉞ 3360°  
 ㉟ 3360°  
 ㊱ 3360°  
 ㊲ 3360°  
 ㊳ 3360°  
 ㊴ 3360°  
 ㊵ 3360°  
 ㊶ 3360°  
 ㊷ 3360°  
 ㊸ 3360°  
 ㊹ 3360°  
 ㊺ 3360°  
 ㊻ 3360°  
 ㊼ 3360°  
 ㊽ 3360°  
 ㊾ 3360°  
 ㊿ 3360°  
 ㋀ 3360°  
 ㋁ 3360°  
 ㋂ 3360°  
 ㋃ 3360°  
 ㋄ 3360°  
 ㋅ 3360°  
 ㋆ 3360°  
 ㋇ 3360°  
 ㋈ 3360°  
 ㋉ 3360°  
 ㋐ 3360°  
 ㋑ 3360°  
 ㋒ 3360°  
 ㋓ 3360°  
 ㋔ 3360°  
 ㋕ 3360°  
 ㋖ 3360°  
 ㋗ 3360°  
 ㋘ 3360°  
 ㋙ 3360°  
 ㋚ 3360°  
 ㋛ 3360°  
 ㋜ 3360°  
 ㋝ 3360°  
 ㋞ 3360°  
 ㋟ 3360°  
 ㋠ 3360°  
 ㋡ 3360°  
 ㋢ 3360°  
 ㋣ 3360°  
 ㋤ 3360°  
 ㋥ 3360°  
 ㋦ 3360°  
 ㋧ 3360°  
 ㋨ 3360°  
 ㋩ 3360°  
 ㋪ 3360°  
 ㋫ 3360°  
 ㋬ 3360°  
 ㋭ 3360°  
 ㋮ 3360°  
 ㋯ 3360°  
 ㍰ 3360°  
 ㏀ 3360°  
 ㏁ 3360°  
 ㏂ 3360°  
 ㏃ 3360°  
 ㏄ 3360°  
 ㏅ 3360°  
 ㏆ 3360°  
 ㏇ 3360°  
 ㏈ 3360°  
 ㏉ 3360°  
 ㏐ 3360°  
 ㏑ 3360°  
 ㏒ 3360°  
 ㏓ 3360°  
 ㏔ 3360°  
 ㏕ 3360°  
 ㏖ 3360°  
 ㏗ 3360°  
 ㏘ 3360°  
 ㏙ 3360°  
 ㏚ 3360°  
 ㏛ 3360°  
 ㏜ 3360°  
 ㏝ 3360°  
 ㏞ 3360°  
 ㏟ 3360°  
 ㏠ 3360°  
 ㏡ 3360°  
 ㏢ 3360°  
 ㏣ 3360°  
 ㏤ 3360°  
 ㏥ 3360°  
 ㏦ 3360°  
 ㏧ 3360°  
 ㏨ 3360°  
 ㏩ 3360°  
 ㏪ 3360°  
 ㏫ 3360°  
 ㏬ 3360°  
 ㏭ 3360°  
 ㏮ 3360°  
 ㏯ 3360°  
 ㏰ 3360°  
 ㏱ 3360°  
 ㏲ 3360°  
 ㏳ 3360°  
 ㏴ 3360°  
 ㏵ 3360°  
 ㏶ 3360°  
 ㏷ 3360°  
 ㏸ 3360°  
 ㏹ 3360°  
 ㏺ 3360°  
 ㏻ 3360°  
 ㏼ 3360°  
 ㏽ 3360°  
 ㏾ 3360°  
 ㏿ 3360°  
 ㌀ 3360°  
 ㌁ 3360°  
 ㌂ 3360°  
 ㌃ 3360°  
 ㌄ 3360°  
 ㌅ 3360°  
 ㌆ 3360°  
 ㌇ 3360°  
 ㌈ 3360°  
 ㌉ 3360°  
 ㌐ 3360°  
 ㌑ 3360°  
 ㌒ 3360°  
 ㌓ 3360°  
 ㌔ 3360°  
 ㌕ 3360°  
 ㌖ 3360°  
 ㌗ 3360°  
 ㌘ 3360°  
 ㌙ 3360°  
 ㌚ 3360°  
 ㌛ 3360°  
 ㌜ 3360°  
 ㌝ 3360°  
 ㌞ 3360°  
 ㌟ 3360°  
 ㌠ 3360°  
 ㌡ 3360°  
 ㌢ 3360°  
 ㌣ 3360°  
 ㌤ 3360°  
 ㌥ 3360°  
 ㌦ 3360°  
 ㌧ 3360°  
 ㌨ 3360°  
 ㌩ 3360°  
 ㌪ 3360°  
 ㌫ 3360°  
 ㌬ 3360°  
 ㌭ 3360°  
 ㌮ 3360°  
 ㌯ 3360°  
 ㌰ 3360°  
 ㌱ 3360°  
 ㌲ 3360°  
 ㌳ 3360°  
 ㌴ 3360°  
 ㌵ 3360°  
 ㌶ 3360°  
 ㌷ 3360°  
 ㌸ 3360°  
 ㌹ 3360°  
 ㌺ 3360°  
 ㌻ 3360°  
 ㌼ 3360°  
 ㌽ 3360°  
 ㌾ 3360°  
 ㌿ 3360°  
 ㍀ 3360°  
 ㍁ 3360°  
 ㍂ 3360°  
 ㍃ 3360°  
 ㍄ 3360°  
 ㍅ 3360°  
 ㍆ 3360°  
 ㍇ 3360°  
 ㍈ 3360°  
 ㍉ 3360°  
 ㍐ 3360°  
 ㍑ 3360°  
 ㍒ 3360°  
 ㍓ 3360°  
 ㍔ 3360°  
 ㍕ 3360°  
 ㍖ 3360°  
 ㍗ 3360°  
 ㍘ 3360°  
 ㍙ 3360°  
 ㍚ 3360°  
 ㍛ 3360°  
 ㍜ 3360°  
 ㍝ 3360°  
 ㍞ 3360°  
 ㍟ 3360°  
 ㍠ 3360°  
 ㍡ 3360°  
 ㍢ 3360°  
 ㍣ 3360°  
 ㍤ 3360°  
 ㍥ 3360°  
 ㍦ 3360°  
 ㍧ 3360°  
 ㍨ 3360°  
 ㍩ 3360°  
 ㍪ 3360°  
 ㍫ 3360°  
 ㍬ 3360°  
 ㍭ 3360°  
 ㍮ 3360°  
 ㍯ 3360°  
 ㍰ 3360°  
 ㏀ 3360°  
 ㏁ 3360°  
 ㏂ 3360°  
 ㏃ 3360°  
 ㏄ 3360°  
 ㏅ 3360°  
 ㏆ 3360°  
 ㏇ 3360°  
 ㏈ 3360°  
 ㏉ 3360°  
 ㏐ 3360°  
 ㏑ 3360°  
 ㏒ 3360°  
 ㏓ 3360°  
 ㏔ 3360°  
 ㏕ 3360°  
 ㏖ 3360°  
 ㏗ 3360°  
 ㏘ 3360°  
 ㏙ 3360°  
 ㏚ 3360°  
 ㏛ 3360°  
 ㏜ 3360°  
 ㏝ 3

いうまでもなく、日八幡神社（廣幡八幡の  
 大神）は、応神天皇のことである。  
 因らく、  
 八咫神天皇の前身と云うべき一大率月読  
 尊が、現在の宇佐神社の東南約六キロに聳える  
 馬城峯（大元山、六四七メートル）の山頂に城を築  
 りて、東国日豊国との拠点とされた。  
 という意味なのであろう。

図とこの後年、  
 倭国は、東方の日拘奴国（中国地方）を  
 平定し、日出雲国（近畿地方）に国譲り  
 させた。  
 その後、応神天皇は、大倭国（九州地方）  
 から現在の近畿地方へ天降って行かれた、  
 と思われる。（既述）

宇佐国の馬城峯（大元山）の山頂の城は

⑤ 2575<sup>p</sup>-1/2 天武と天智の遷都の地  
 ⑥ 2568<sup>p</sup>-2/2 天武と天智の遷都の地  
 ⑦ 3423<sup>p</sup>-3/4 紀伊半島 672年  
 ⑧ 3360<sup>p</sup>-3/4 紀伊半島 672年  
 ⑨ 4881<sup>p</sup> 4981<sup>p</sup> 大和 宇智 宇智 宇智  
 ⑩ 3362<sup>p</sup>-3/4 紀伊半島 672年

廃絶された  
 のであらう。

③ 欽明天皇の御代となった時、  
 へ伊邪國（宇佐國）の馬城峯の山頂に天  
 照大神および三女神の社として、  
 建てられた。

と観察される。

なお、あえていえば、  
 へ大元山の山頂の口内宮のこを、  
 日宇佐嶋と呼んだのであらう。

と思われる。（後述）

④ その後、―――たぶん、壬申乱（六七二）

直後であらう。

馬城峯（山上）の三女神は、日海の北の道の

中へ宗像の地へ降ってゆかれた。

三女神を祭る神宮は、大國主命の子孫であ

り、宇佐八幡宮の大神氏と同族であるという

日胸形君とされた。

と推察される。

（神代紀上）第六段一書第三参照

3,362<sup>p</sup>-44

Ⓢ2568<sup>7/2</sup> Ⓢ2559<sup>0</sup>

Ⓢ2575<sup>0</sup>  
高市皇子 紀F410<sup>0</sup>  
末43<sup>0</sup>

尚、大海人皇子（天武天皇）と、  
善の女尼子娘との子として、高市皇子は出生  
された。

もつとも、少々ややこしいが、  
辛卯年（三三）以後、宗像の地には、  
すでに三女神が祭られていた。神官は、日水  
沼君らであった。

と想到される。（第四十三章）  
宗像神社の神官へ三女神、宇佐嶋から宗  
像への項において既述）

宗像神社については、到底、簡単には述べ  
得ない。（第八十六章）宗像神社、他におい  
て考察したい。

になるので、第八十六章「宗像神社他におい  
てまとめ考察することにした」

直後にもあり、三女神が宗像へ去って行か  
れた。馬城峯山頂の口内宴に

直後以降、

紀F228<sup>157</sup>

均等

おなかたのきみと

おなかた

おなかた

おなかた

おなかた

壬申

直後

三女神

宗像

へ去

って

行

か

れ

た

る

時

の

壬

申

の

日

内

宴

に

馬

城

峯

山

頂

の

口

内

宴

に

つばい せんぐう 遷宮 1261 ④ 3332-4/5 表 ④ 3332-4/5 3,363-1/6

宇佐パンフレット

は、天照大神だけが御鎮座されていた  
と考えてみたい。

⑥ だが やがて、

へ天照大神曰 龜比売 (既述。丹後国風土  
記逸文参照) は、馬城峯の山中を後にして、  
曰 龜山 (現在の宇佐八幡本宮があるあたり  
の 内宮 と呼ばれる地) へお遷りになった  
のであろう。

と思われ。

・なお、それは、文武二年(六九八)十二月  
二十九日直前だったのではなかろうか。

⑦ (第 47 表参照)

⑦ そうしたわけで、曰 大倭国 (九州) の天  
照大神の宮の遷宮に追隨して、

へ文武二年(六九八)十二月二十九日

(天照大神の分身というべき) 八咫鏡 を主神

とする曰 外宮 (天照大神の離宮) が、南伊

勢中(龍原宮の地)から、現在の曰外宮

多気大神宮

次る

はうふ  
招聘 1108 3361-1/5  
二所太神宮例又184P  
前宮20P  
考入20P 前宮29

3.363<sup>P</sup>-2/6

91HL  
3331-1/5  
3368<sup>P</sup>-3/3 6P  
3332<sup>P</sup>-4/5 5P  
続紀(符)①-15

の平野部

(度会郡)へ遷されたのであろう

と推察される。(第47表参照)

なお、続日本紀、文武二年(六九八)十二

月二十九日条に、

「多氣大神宮を度会郡に遷す」

と記されている。(第六十五章「周行天下」

の項において既述)

つまり、文武二年末頃

(1)天照大神の口内宮は、宇佐国の口亀山

(2)天照大神の分身である八咫鏡を祭る口外宮

(離宮)は、伊勢国度会郡にあった

と仮定したい。(第47表参照)の平野部

すなわち、文武二年末当時

へこの東海の島の西と東に、それぞれ一ヶ

所づつ、合せて二所の宗廟があった

と考えられる(既述)

伊勢神宮(皇室の宗廟)と宇佐神宮とは、由來相並ひて二所の宗廟と

と記されている(日本書紀、昭和四十五年四月二十日発行、五五九頁、伊勢神宮参照)

と外宮とを指している(群書類従巻第五「二

所太神宮例又」続群書類従巻第二「伊勢二所皇太神宮

317

⑤256

3,363<sup>p</sup> - 3/6

①-145<sup>p</sup>

大上王 続日本紀(1)-145<sup>p</sup>  
続日本紀(6)-179<sup>p</sup>  
幣帛 198<sup>p</sup>

「奈良の都」82<sup>p</sup>  
続日本紀 1-71<sup>p</sup> (6)  
1-79<sup>p</sup> (1)

御鎮座傳記

云々 八所大神宮 参照

圓さて、元明天皇は、和銅元年(七〇八)二

月十五日、平城京遷都の詔をお下しになった

。そして、同じ年の十月二日、天照大神に御

報告を行う使者が遣わされた。

「宮内卿正四位下大上王を遣いて、幣帛を

伊勢太神宮に奉らむ。平城宮を営むの状を

告ぐるを以てなり」と記されている。

と記されている。あまのいは、(続日本紀 元明天皇の和銅元年十月

二日条参照)

へこの時、宇佐国と伊勢国の二所の天

照大神に報告の使者が遣わされたにもかか

らず、(続日本紀)には、片方の伊勢

太神宮への使者のことだけがとりあげられ

ているのにも知れない。

などと想像される。

二ヶ月後の同年十二月五日に、平

城宮の地鎮祭が行われた。

へ宇佐国の日内宮へ赴いた使者が往復す

るのに、二ヶ月間を要した。(亀山)

新や (1)-167

「かも知れない」  
次々頁1行

とも解かいせよう。

また

⑨ すでに述べたように

へ藤原京から平城京への遷都せんと（七一〇）の

際、主賓として招聘しょうへいされた天照大神は、

宇佐国の日内宮ひなみやを後にして、大和国へ来臨らいりん

され、その後、伊勢国へ降り、現

在の日内宮ひなみやに御鎮座みくにまになつたのであろう

と察せられる。（第六十五章へ周行天下の

項において既述）

たぶん、平城京への遷都せんと（七一〇）当時の

人々が、往古を懐なつく思おもひ

へ新しい都日平城ひらけいの東の伊勢国へ、天照

大神の宮日内宮ひなみやをお遷うつりたい

と切望せつぼうしたからなの

胸中きゅうちゅう

いや、もーかいたら、聖徳太子の構想こうさうの中

に早くも

「天照天神の宮日内宮ひなみやを、宇佐国から伊

勢国へお遷うつりせねばならない

こと  
けんえい  
幻影  
⑤3423-2/2版

3,363<sup>p</sup>-5/6

という構想が、鮮明に思い描かれていたのかも  
知れない。

10) ともあれ、

へ宇佐国の龜山の地に、―――天照大神

は戻っておいでにならなかった

と想到される。華やかな栄光

宇佐国は、昔日の繁栄が幻影であつたかの

ように、たちまちたゞてさびれていったこと

であらう。『其筋』第三編『八幡神』参照

とはいえ、由緒ある宇佐国に、

①194<sup>7</sup>-3/2 宇佐神宮 3<sup>上</sup> 3<sup>下</sup> 神皇正統 34<sup>1</sup> 3362<sup>1</sup> 3,363<sup>1</sup>-6/6  
 神皇正統 34<sup>1</sup> 3362<sup>1</sup> 3424<sup>1</sup> 3426<sup>1</sup> 3419<sup>1</sup> 3362<sup>1</sup>-1/4 宇佐神宮 3423<sup>1</sup>  
 神皇正統 80<sup>1</sup> 宇佐神宮 3423<sup>1</sup> 宇佐神宮 3423<sup>1</sup> 宇佐神宮 3423<sup>1</sup> 宇佐神宮 3423<sup>1</sup>

(1) 月読尊(応神天皇)を祀る宮も無く、  
 (2) 天照大神を祀る宮も無い、  
 というのでは「あまりにも寂しいや」  
 宇佐国の栄えある歴史を知る人々は、その  
 荒廃を悲しみ、嘆いたに違いない。  
 そこで、  
 へ聖武天皇の神龜四年(七二七)、肥後国  
 能ノ岳(上岳)の東北麓、大字円台寺の菱形池  
 近くに鎮座しておられ、日八幡神(応神天  
 皇)を、宇佐国の大元山(馬城峯)の山頂へ  
 お遷ししたのだらう。  
 と思われ、(第12回)表「神皇正統記」応神天皇条  
 「豊前国風土記」逸文へ「廣幡八幡大神」参照  
 第六十五章へ「八幡神」の項において詳述したい  
 ・なお、  
 「この(八幡宮の)造営に当つては、朝廷  
 は勅使を派遣、豊前守を奉行に任命して造営  
 と遷座に当らせ、御戸代を献上したし  
 といふ。(「宇佐神宮」宇佐神宮序、二二三  
 頁参照)

神田  
 神田  
 神田

767~770 7148°  
宇佐神宮由緒記 48° 3,364°

752  
767 宇佐神宮由緒記 奈良の大仏 67°  
3428° 48° 臨帝 2333°

四その後の天平勝宝四年(七五二)下奈良の大仏の開眼供養会(開眼会)がとり行なわれた。  
宇佐国の大元山(馬城峯)を後にして奈良の都へ到着された八幡神は、大仏開眼会に御臨席になった後、十五年間大和国に滞在され、伊予国(愛媛県)の宇和島領を経て宇佐国へお帰りになった。  
八幡神が大和国から宇佐国へ帰還された丁度その時のことなのであろう。  
一称徳天皇の神護景雲年間(七六七)七六九、大宮司宇佐池守が、現本宮のすぐ東側の大屋山の山頂に御殿を造り、この大屋神社に八幡神を御鎮祭した。  
という。(「宇佐神宮由緒記」宇佐神宮庁、四頁参照)  
尚、あえていえば、その折り宇佐池守は、  
八天照大神の宮口内宮にあらた所へ現在

の<sup>いちのこてん</sup>一<sup>はちまんじん</sup>之<sup>せんしや</sup>御殿<sup>はちまんじん</sup>(ハ幡神の殿舎)あたり<sup>だ</sup>に<sup>だ</sup>ハ幡神の御殿を造るのは躊躇<sup>ためらう</sup>われ<sup>いんじん</sup>御遠慮<sup>りやう</sup>したの<sup>だ</sup>

と想察<sup>ちやうさ</sup>される。

・因<sup>いん</sup>みに<sup>じん</sup>述<sup>じゆ</sup>べると、

「神護景雲三年(七六九)」、和氣清磨<sup>わけのきよまろ</sup>は、

この大尾山の宮殿において神託<sup>しんたく</sup>を受けたので

ある

という。「宇佐神宮由緒記」宇佐神宮庁、

四八頁参照「<sup>はちまんじん</sup>芒<sup>げん</sup>の<sup>げん</sup>筋<sup>しん</sup>」第二編「ハ幡神」にお

いて既述<sup>きじゆつ</sup>

また、ハ幡神<sup>はちまんじん</sup>が現在の本宮<sup>ほんぐう</sup>へ遷<sup>うつ</sup>られたのは

桓武天皇の延暦元年(七八二)のことであつ

た。(第<sup>47</sup>表)「宇佐神宮由緒記」宇佐神宮

庁、四八頁参照)

では、話を元<sup>もと</sup>へ<sup>もと</sup>戻<sup>もど</sup>そう<sup>う</sup>と<sup>と</sup>いふ<sup>いふ</sup>。

\*

\*